

事例コード | 201501

2015年（平成27年）口永良部島噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

① 口永良部島新岳の火山活動の活発化と爆発的噴火の発生

口永良部島は、長径 12km、最大幅 5 km のひょうたん型の島で、古い火山体である西部の山々と、島の中央部から東部を構成する新岳・古岳・野池山等の火山体で構成される。

平成 11 年以降、火山性地震の活動が高まり、地震回数の増加が繰り返されたほか、平成 15 年以降は火山性微動に加え、新岳火口周辺の地盤膨張が繰り返し観測され、平成 26 年には昭和 55 年以來の噴火が発生し、噴煙が火口縁上 800m 以上上がる等、火山活動は極めて活発な状況にあった。

こうしたなか、平成 27 年 5 月 29 日 9 時 59 分、新岳で爆発的噴火が発生し、同日 10 時 7 分、気象庁は噴火警報を発表し、噴火警戒レベルが 3（入山規制）から 5（避難）へ引き上げられた。この噴火により、噴煙が火口上 9,000m 以上まで上がり、火口周辺部に噴石が飛散した。また、火砕流が発生し、新岳火口の北西側（向江浜地区）にかけての海岸にまで達した。降灰は屋久島町のほか、西之表市、中種子町で確認された。

その後 6 月 18 日及び 19 日にも、ごく小規模な噴火が観測され、8 月上旬頃までは火山性地震が多い状況が継続したが、次第に減少し、爆発的噴火から約 1 年経過後の平成 28 年 6 月 14 日 18 時、気象庁は火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルが 5（避難）から 3（入山規制）へと引き下げられた。



図 口永良部島の爆発的噴火の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」

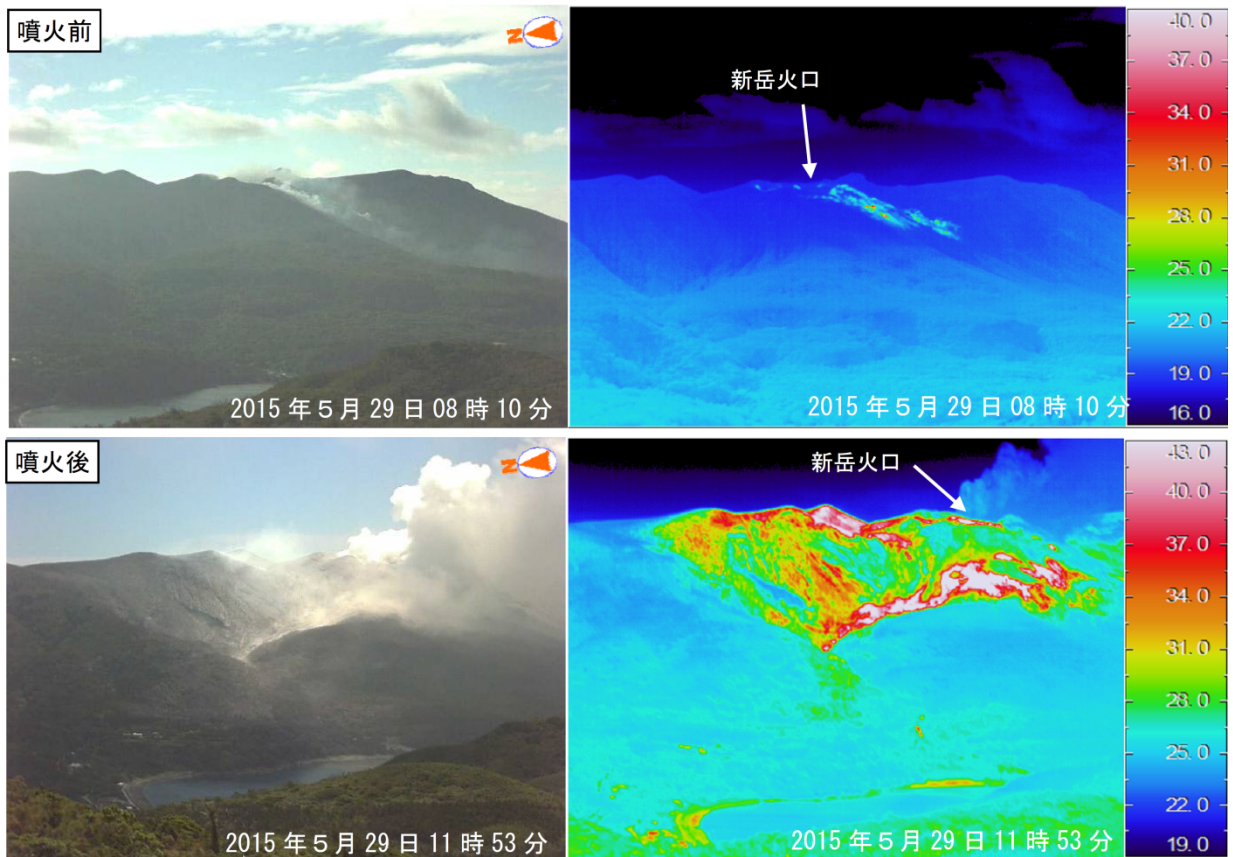


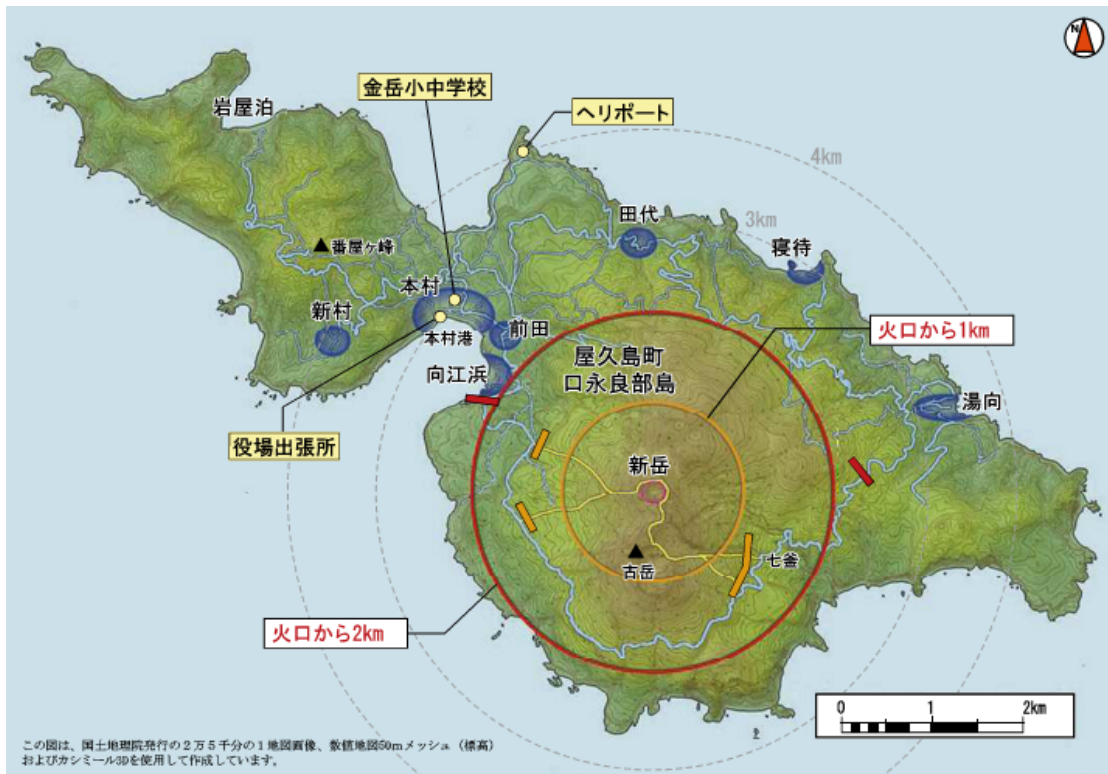
図 口永良部島の爆発的噴火前後の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」



図 口永良部島の爆発的噴火による火砕流下痕と倒木の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。
 - レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難
 - レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。
 - レベル3（入山規制）：火口から概ね2km以内の立入禁止 ○の範囲内
 - レベル2（火口周辺規制）：火口から概ね1km以内の立入禁止 ○の範囲内
 - レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。
- | | | | |
|---|-------|---|------------|
| — | ：一般道 | ■ | ：レベル3の規制箇所 |
| — | ：登山道 | ■ | ：レベル2の規制箇所 |
| ○ | ：新岳火口 | | |
| ○ | ：居住区域 | | |
- この図は口永良部島防災情報図（鹿児島県地域防災計画）を元に屋久島町等と調整して作成しています。
 ■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については屋久島町にお問い合わせください。

図 口永良部島の噴火警戒レベル設定状況

（出典）気象庁「口永良部島の噴火警戒レベル」

②避難状況

爆発的噴火に伴う噴火警報の発表、噴火警戒レベル5（避難）への引き上げを受け、屋久島町は、爆発的噴火発生から16分後の5月29日10時15分、口永良部全島に対し、島外への避難勧告を発令、その5分後の10時20分に発令した避難勧告を避難指示へ切り替え、平成12年の三宅島噴火以来、15年振りに全島避難となった。

島民119名中、島外に滞在していた1名を除く118名と来島者19名の計137名はそれぞれ、町営フェリー、海上保安庁巡視船「さつま」、漁船、鹿児島県防災ヘリにより、屋久島の避難所等へ避難した。

避難先として、屋久島島内に屋久島町福祉センター「縄文の苑」、屋久島町宮之浦公民館、屋久島町老人憩いの家の3箇所の避難所が開設され、42世帯69名が避難したほか、その他の住民については、親戚・知人宅、ホテル等に避難した。町が設置した避難所には、町職員を2名ずつ配置し管理を行ったほか、保健師、ケアマネージャー、看護師を派遣し避難所を巡回、避難者の健康状態の管理・把握を行った。

その後、平成27年10月21日、気象庁が警戒区域を火口西側約2.5kmの範囲に切り替えを行ったことを受け、平成27年12月25日10時00分に口永良部島全域に出されていた避難指示が一部地域を除いて解除された。さらに、平成28年6月14日18時、噴火警戒レベルが5（避難）から3（入山規制）へ引き下げられたことを受け、屋久島町は、口永良部島前田地区（7世帯15人）に出していた避難指示を6月25日午前10時をもって解除し、噴火に伴う避難指示が約1年1ヶ月ぶりに全て解除されることとなった。

表 避難方法別にみた避難者数の内訳

避難者数		避難方法別内訳	町営フェリー	鹿児島県 防災ヘリ	海上保安庁 巡視船「さつ ま」	保有漁船	島外滞在
島民	119名		106	3 ※うち2名はけ が人・体調不良 者	6	3	1
来島者	19名		19	—	—	—	—

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について（平成 27 年 5 月 30 日 16 時 00 分現在）」より作成

表 避難先別の避難者数の内訳

避難先	避難者数
屋久島町福祉センター	25名
屋久島町宮之浦公民館	18名
屋久島町老人憩の家	26名
その他親戚・知人宅、ホテル等	69名

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について（平成 27 年 5 月 30 日 16 時 00 分現在）」より作成

③被害状況

ライフライン施設には大きな被害はなかったものの、噴石散乱の影響により、本村地区と湯向地区を結ぶ町道が通行不能となった。

(2) 災害後の主な経過

屋久島町では、火山災害対策本部を設置するとともに、島民に対し避難指示を発令した。

県では、火山活動の活発化を受け平成26年8月3日に災害警戒本部を設置しており、平成27年5月29日の爆発的噴火を受け、これを災害対策本部に移行した。また、自衛隊への災害派遣要請を行うとともに、災害救助法適用を決定した。

国は、爆発的噴火発生直後に官邸対策室を設置し情報収集を行うとともに、緊急参集チームによる協議を行い、内閣府情報先遣チーム・政府調査団を派遣し、政府現地連絡調整室を屋久島町に設置した。また、対応について各省連携で協議するため、関係省庁からなる災害対策会議を開催した。

表 災害後の主な経過（鹿児島県・屋久島町・政府の主な取組）

年	月日	鹿児島県・屋久島町の対応	政府の対応
平成 27年	5月29日	09:59 爆発的噴火発生	
		10:07 町災害警戒本部を災害対策本部に移行 (災害警戒本部は昨年8月11日に設置)	10:07 官邸対策室設置
		10:07 県災害警戒本部を災害対策本部に移行	
		10:15 町避難勧告発令	10:37 緊急参集チームによる協議開始
		10:20 町避難指示への変更発令	
		10:30 町から県に対し、防災ヘリの出動要請	11:00 内閣府情報先遣チームを屋久島町へ派遣 政府調査団を県へ派遣 関係省庁災害対策会議第1回開催
		10:40 県から陸上自衛隊第8師団に対し、自衛隊への災害派遣要請	11:45 首相会見 16:00 関係省庁災害対策会議第2回開催 16:30 政府現地連絡調整室を屋久島町に設置
	— 災害救助法適用を決定		
	5月30日		17:00 関係省庁災害対策会議第3回開催
	6月1日		17:00 関係省庁災害対策会議第4回開催
	6月3日		— 災害救助法説明会開催
	6月5日		16:00 関係省庁災害対策会議第5回開催
	6月11日		15:50 関係省庁災害対策会議第6回開催

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について(平成27年6月19日13時00分現在)」、鹿児島県「口永良部島新岳の噴火による被害状況」、屋久島町「口永良部島新岳噴火に伴う経過について」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策 1: 被災状況等の把握							
施策 2: 災害廃棄物等の処理					【20150101, p215】	(屋久島町) ● →	
1.2 計画的復興への条件整備							
施策 1: 復興体制の整備			【20150102, p216】	(屋久島町) ● →			
施策 2: 復興計画の作成					【20150103, p216】	(屋久島町) ● →	
施策 3: 広報・相談対応の実施							
施策 4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策 1: 緊急の住宅確保							
施策 2: 恒久住宅の供給・再建							
施策 3: 雇用の維持・確保							
施策 4: 被災者への経済的支援							
施策 5: 公的サービス等の回復					【20150104, p217】	(屋久島町) ● →	
2.2 安全な地域づくり							
施策 1: 公共施設等の災害復旧							
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策 3: 都市基盤施設の復興					【20150105, p217】	(屋久島町) ● →	
施策 4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策 1: 情報収集・提供・相談							
施策 2: 中小企業の再建							
施策 3: 農林漁業の再建							